令和５年１０月２７日

事 業 主 　様

茨城県農協健康保険組合

理事長 　八木岡 　努

（公　印　省　略）

社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外及び

事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて

　日頃より、当組合の事業運営につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

　さて、労働者の就業調整の要因となっていると指摘されるいわゆる「年収の壁」（１０６万円や１３０万円といった、社会保険料の負担が発生する収入基準）に関する対応策として、下記のとおり「社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外」及び「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」の措置が実施されることとなりましたので通知いたします。また、その具体的な事務手続きに係るQ&Aが厚労省から発出されていますので添付いたします。

　諸事ご多忙の折、誠に恐縮とは存じますが、健保事務を担当する部署及び担当職員の皆様へ周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外について

〇概要

特定適用事業所（※１）で働く短時間労働者で年収１０６万円以上（※２）の場合、社会保険に加入することとなりますが、このような方の社会保険料負担を軽減するために事業主が社会保険適用促進手当を支給した場合、本人負担分の保険料相当額を上限として、標準報酬月額・標準賞与額の算定から手当額を除外する取扱いとなります。

（※１）厚生年金被保険者数が常時１０１人以上（令和６年１０月から常時５１人以上）の事業所。

（※２）適用要件である月額８．８万円以上を年収換算した参考額です。

〇対象者

特定適用事業所に勤務する短時間労働者に限らず、社会保険に新たに適用される標準報酬月額が１０．４万円以下の労働者。また、同一事業所内で同じ条件で働く、既に社会保険が適用されている他の労働者にも同水準の手当を特例的に支給する場合には、同様に対象となります。

　　〇手続き

　　　対象者の資格取得届、算定基礎届、月額変更届等の届出の際、報酬月額等の金銭額から社会保険適用促進手当を除外（健康保険・厚生年金保険・介護保険に係る本人負担分の保険料相当額が上限）してください。

〇期間

各労働者について、社会保険適用促進手当による保険料負担軽減の最初の対象月から２年間。なお、本措置は当面の措置であり、さらに制度の見直しに取り組む予定となっています。

1. 事業主の証明による被扶養者認定の円滑化について

〇概要

収入が被扶養者認定における年間収入基準額である１３０万円未満（６０歳以上又は厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者の場合は１８０万円未満）を上回った場合でも、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明を提出することで、被扶養者として認定又は認定継続される取扱いとなります。

　　〇対象者

新たに被扶養者の認定を受ける際や被扶養者資格確認調査の際に提出いただく収入確認書類において、現に上記年間収入基準額を超えている方もしくは年収換算すると同基準額を超える方。

　　〇手続き

通常提出を求めている書類と併せて、別添【被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書】及び雇用契約書をご提出いただきます。

　　〇期間

被扶養者の収入確認に当たって事業主の証明を用いて一時的な収入変動である旨を確認した場合を「１回」として連続２回までが上限となっています。なお、本措置は当面の措置であり、さらに制度の見直しに取り組む予定となっています。

1. 上記措置の適用年月日

令和５年１０月２０日（金）

以上